

令和8年度事業_FAQリスト

大項目	中項目	No.	質問	回答
補助金申請に当たっての注意事項	【応募・事業実施に関する事項】	1	「採択後の事業内容の変更や補助対象経費の変更は原則として認められない」とあるが、どのような場合に変更が認められることがあるのか	申請いただいた内容で採択しているため、原則認められません。ただし、代表団体等補助事業者、業務委託・外注先、再委託先、購入先等に賠償のない場合などは例外的に変更が認められる場合がございますので事務局までご相談ください。
I.自動運転社会実装推進事業概要	3.施策関連連携	2	デジタル庁の自動運転社会実装先行的実装地域に選定されていますが、本事業においてどのようなメリットがありますか。	デジタル庁自動運転社会実装先行的実装地域選定に記載のとおり審査加点がなされます。ただし、先行的実装地域に選定されたとしても、同事業の公募要領に記載のとおり、別途応募を行う本事業の主旨・要件に則していない場合は、その限りではありません。
II.補助事業の内容	1.対象事業	3	一つの事業で複数モデル（車両×ルート）の組合せを申請する場合、全てのモデルでレベル4（全区間）実装が必要ですか。	1つの事業として申請された全てのモデルでレベル4（全区間）実装が必要です。
		4	「既存路線」とは、路線バスのみが該当しますか。	路線バスに限らず、オンデマンドタクシー事業含む地域の足となっている公共交通の路線が該当します。
		5	既に廃止済みの既存路線をレベル4実装ルートとして設定する場合は「既存路線の置き換え」となるのでしょうか。	過去に運行されていた路線の場合、一度廃止された路線は需要が見込まれない等の要因で廃止されている場合もあると考えられるため、同路線を自動運転化して再度運行する意義を説明いただく必要があります。
		6	「新たに設定する路線」の場合に求められる合理的な説明とはどのようなものでしょうか。	公共交通種補維持改善という本事業の趣旨に鑑み、これまで公共交通としての路線が無かった理由を踏まえた上で、地域交通として当該ルートにレベル4自動運転移動サービスを実装する必要性や経済的な効果等をご説明ください。
		7	複数ルートを含む事業として申請する場合、すべてのルートにおけるレベル4実装計画を公表する必要がありますでしょうか。	複数ルートが含まれる事業の場合、すべてのルートにおいてそれぞれのレベル4実装計画を公表する必要があります。なお、複数の自治体を含むコンソーシアムを組成する事業の場合、各自治体が担当する路線についてそれぞれ公表が必要です。
		8	回送区間のレベル4実装が実現できない場合でも、レベル4（全区間）実装としてよいですか。	回送区間のレベル4実装は必須ではありません。
		9	タクシー事業における乗降ポイントの主要拠点到指定はありますか。	特に指定はございませんが、地域公共交通として意義のある地点を設定してください。
		10	補助事業に要する経費が補助上限額を超える見込みですが、補助上限額に収まるように事業内容を変更する必要があるのでしょうか。	事業内容の変更は不要ですが、補助上限額の超過分の費用は自己負担等が必要となります。その際は、補助対象経費と補助対象外経費（自己負担等）の区分を明確にしてください。
		3.補助事業者及び補助事業に参画する団体の定義及び役割		11
12	リース事業者やリースアセスメントの実施団体は、コンソーシアムの参加団体として認められるのでしょうか。			コンソーシアム参加団体に関する業種等の制約はありません。公募要領に記載の資格要件を満たした事業者であれば、コンソーシアムの参加団体として認められます。ただし、その場合には、公募要領V1.補助対象経費の計上 2.補助対象経費の項目にあるとおり、コンソーシアムの参加団体に対して支払う経費を「外注費」として計上することはできませんのでご注意ください。
13	参加団体が1事業者のみのコンソーシアムを組成することは認められるのでしょうか。			コンソーシアム組成時の参加団体数に制約はありません。参加団体が1事業者のみでもコンソーシアムとして認められます。
14	代表団体でない地方公共団体が「参加団体」又は「協力団体」として補助事業に参画することは可能でしょうか。			代表団体（本事業への申請者）以外の地方公共団体が「参加団体」や「協力団体」として事業に参画することは可能です。
15	過去に締結した覚書や会則などをコンソーシアム協定書の代替とすることは認められるのでしょうか。			本事業をコンソーシアムの体制で実施する場合は、自動運転社会実装推進事業コンソーシアム協定書の作成・提出が必要です。
16	コンソーシアム協定書の締結主体は地方公共団体や事業者であり、各団体の担当者ではないとの認識でよいのでしょうか。			コンソーシアム協定書の締結主体は、代表団体及び各コンソーシアム参加団体であり、各団体の担当者ではありません。
17	コンソーシアム協定書（ひな型）の内容を変更してもよいのでしょうか。			必要に応じて加筆・修正を可能です。ただし、取得財産や知的財産権の管理及び適切な補助金支払の実施等に関するルールについては必ず取り決めを行ってください。
18	コンソーシアム参加団体から車両をレンタルし、当該経費を補助対象として計上することは可能でしょうか。			コンソーシアム参加団体に対して支払う経費は外注費として計上することはできないため、補助対象外となります。
19	コンソーシアム参加団体が業務委託・外注先と契約することは可能でしょうか。またその際の調達手続きは決まっているのでしょうか。			コンソーシアム参加団体が業務委託・外注先と契約を行うことは可能です。補助金を活用した調達先の選定にあたっては、一般競争入札等の本事業における規定に附した形で実施いただく必要があります。詳細は採択後の経理処理説明会にてご案内いたします。
4.補助事業者の実施事項				20
		21	地域コミュニティの設置について、応募時点で求められている「各構成員の合意」とは書面で示す必要があるのでしょうか。	メール、電話等により関係者間の合意を取っている場合など、必ずしも書面ベースで設置に関する合意を取る必要はございません。
		22	地域コミュニティの設置にあたり、地方運輸局の担当部署を教えてください。	各地方運輸局の担当部署は以下の通りです。 各地方運輸局：自動運転技術安全部 技術課 沖縄総合事務局：運輸部 車両安全課
		23	県内の複数市区町村にて本補助事業の実施を予定しておりますが、県単位の地域コミュニティを組成することで、各市区町村も地域コミュニティ組成の要件を満たしたことになるのでしょうか。	県単位の地域コミュニティを組成いただくことで、各市区町村も地域コミュニティ組成の要件を満たします。ただし、その際には本補助事業を実施する市区町村を構成員としてください。
		24	他の協議会等の枠組みを地域コミュニティとみなすことは可能でしょうか。	既存の他協議会等の枠組みを地域コミュニティとみなすことは可能ですが、必須構成員を含め、適宜構成員を追加してください。
		25	既存の協議会等において地域コミュニティの必須構成員がオブザーバーとして含まれている場合に、必須構成員をオブザーバーとたまま地域コミュニティとして流用することは可能でしょうか。	会議体や構成員の位置づけについては、関係者間で合意がなされなければ特に規定はございません。
		26	必須構成員の「地方運輸局」や「地方整備局」は「地方運輸支局」や「地方国道事務所」でもよいのでしょうか。	地方整備局については、地方整備局所属の地方国道事務所とすることは可能です。一方で、地方運輸局はレベル4走行環境条件の付与を行う機関となるため、地方運輸支局による代替はできません。
		27	省人化支援事業においても成果物の提出や成果報告は必要でしょうか。	省人化支援事業においても成果物提出や成果報告は補助金の支払いにあたって確認が必要です。
5.本事業の実施期間とスケジュール		28	準備運行/関係者試乗運行/一般運行の違いを教えてください。	本事業においては概ね以下のように分類しています。 ●準備運行： ・動作検証（車両、自動運転システムの調律、遠隔監視システム、信号連携等）、運行事業者のトレーニング、運行ダイヤの検証などを目的とした走行 ・一般運行コースと異なるテストコースでの走行 ●関係者試乗運行： ・本事業関係者や視察者などのに乗客を限定した運行 ・期間限定の乗車イベント等 ●一般運行： ・上記以外の一般の車を対象とした定常的な運行

Ⅲ.応募手続	1.申請区分	29	重点／一般支援事業と省人化支援事業を組み合わせる場合、応募は事業区分ごとに申請する必要があるか。	提案書はそれぞれの事業区分ごとに作成いただき、異なる事業として応募いただく必要がございます。
		30	本事業の採択実績はないが、これまで別省庁/別補助金に採択されている場合は「継続」扱いとなりますでしょうか。	本事業での採択実績がない場合、新規扱いとなります。
	2.応募資格・応募条件	31	1つの地方公共団体による複数事業の応募も可能ですか。	1つの地方公共団体による複数事業の応募も可能です。
		32	自動運転車両の運行目的について、観光や生活交通などの制約はあるのでしょうか。	本事業の目的に沿っていれば、運行目的の制約はございません。
		33	省人化支援事業において、2025年度に一部区間のみのレベル4実装を行った場合でも応募は可能ですか。	レベル4実装（全区間）がされているルートが対象となります。
		34	省人化支援事業において、完全無人型の運行でなくても応募は可能ですか。	車内無人型の運行を目指すことを原則としますが、乗務員乗車型のレベル4運行であっても省人化実現のための技術的課題解決のための経費であれば応募は可能です。
		35	令和9年度までのレベル4実装（全区間）に向け、令和8年度事業においては一部区間にてレベル4実装を行う計画となっても問題ないでしょうか。	レベル4実装（全区間）に向けた計画は各地域の実情に合わせて策定いただければと思いますが、一部区間のレベル4実装が行われた段階で、それ以降の経費が①重点支援事業②一般支援事業の補助対象外となりますので、ご留意ください。
36	「2027年度までにレベル4実装する計画」の公表はどのような計画に盛り込むべきでしょうか。	原則は地域公共交通計画となります。ただし、個別事情によって地域公共交通計画の改定・公表が難しい場合は、地域公共交通に関する他の計画・政策への記載・公表を認める場合がございます。その場合は代替先となる計画・政策について事務局にご相談ください。		
Ⅳ.審査の方法	2.評価基準	37	自動運転車両の運行期間について、最低何日以上運行するなどの決まりはあるのでしょうか。	運行期間についての決まりはございませんが、本事業の目的に鑑みて公共交通として通年運行されることが基本であり可能な限り長期間の運行を推奨しています。
		3.採択結果の通知	38	地方公共団体による本事業採択の公表はいつから可能ですか。
	39		国土交通省又は事務局において採択事業の一覧を公表する予定はあるのでしょうか。	全ての採択事業の交付決定後、国土交通省及び事務局のHPにて採択した自治体名を公表予定です。
Ⅵ.補助対象経費の計上	1.補助対象経費の概要	40	一般運行等を無償で行う場合、今年度事業に係る経費は補助対象となるのでしょうか。	無償で運行する場合でも補助対象となります。
		41	補助対象となる車両の台数に制限はあるのでしょうか。	自動運転レベル4の社会実装に向けた取り組みに資するものであれば補助対象車両の台数制限はございません。ただし、補助上限額の範囲内での採択及び交付決定となります。また、審査の結果、車両購入台数等を変更・制限した上で採択することがあります。
		42	応募時点では、補助対象経費の単価・数量が確定していないがどのように記載したらよいでしょうか。	複数の外注候補等からの見積等を参考に、記載してください。
		43	車両リースは補助対象として認められないのか。	車両リース費は原則補助対象外となります。ただし、車両が販売されていないなどの理由等により購入することができない場合は個別判断させていただきますので事務局までご相談ください。（過去に購入した実績がある車両の場合は、個別判断の対象外）
		44	複数台での運行の場合でも車両リース費は補助対象外でしょうか。	事業内容に依らず、原則、車両リース費は補助対象外となります。ただし、車両が販売されていないなどの理由等により購入することができない場合は個別判断させていただきますので事務局までご相談ください。（過去に購入した実績がある車両の場合は、個別判断の対象外）
	4.補助対象経費からの消費税額の除外	45	コンソーシアムを組成する場合、地方公共団体(代表団体)が支出した経費は消費税等を含める、事業者等(参加団体)が支出した経費は消費税等を除外するという理解で間違いないでしょうか。	原則ご認識の通りです。地方公共団体が支出した経費は消費税等を含めて、事業者等の支出は消費税等を除外して申請してください。ただし、一部事業者は消費税等を含めて経費を算出することが可能です。詳細は、公募要領Ⅵ.4「補助対象経費からの消費税額の除外」をご参照ください。
		46	コンソーシアムを組成しており、業務委託・外注先に請求を行う際、請求に消費税等を加えることはできますか。	コンソーシアムの代表団体・参加団体間問わず、業務委託・外注先に請求を行う場合は、通常の商習慣通りに請求に消費税等を加えることが可能です。
		47	補助対象経費の計上における消費税等の取扱いが「支出を行った団体」によって異なるのでしょうか。あるいは「事務局から補助金を受領する団体」によって決まるのでしょうか。	補助対象経費の計上における消費税等の取扱いは「支出を行った団体」によって決まります。
	5.労務費の計上	48	業務委託・外注先の労務費について計算方法等の規定はあるのでしょうか。	業務委託・外注先の労務費の計算方法等の規定はありませんが、公募要領p2「補助金申請に当たっての注意事項」とおり、補助事業者は、委託した業務の適切性について責任をもって確認する必要があることにご留意ください。
		49	コンソーシアム組成団体の人員費計算を委託単価で実施することは可能ですか。	本事業においては、企業で設定されているいわゆる受託単価は本事業では認められておりません。公募要領に記載されている＜手法1：実績単価計算＞あるいは＜手法2：健保等級単価計算＞のいずれかにて算出をお願いいたします。